

京都市紫野児童館の指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市児童館及び学童保育所条例第4条第3項の規定に基づき、臨時に休館することについて、下記のとおり申請があったため、これを承認しました。

平成26年11月18日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する施設  
京都市紫野児童館

2 臨時に休館する日  
平成26年12月22日（月）

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）